

いうことになりそうである。だが、氏はここで特権的真理の特徴を逆手にとって、そこから、中世哲学研究の現代的意義を引きだそうとする。すなわち、特権的真理とは人間が自力によって把握できないもの、つまり啓示によって与えられたもの、という点に由来し、それ故に、原理的にプライベートな信念内容だ、というのである。だから、特権的真理は公共的・普遍的な真理ではありえない。なぜなら、公共的・普遍的な知識ならば、特権的でも絶対的でもある必要がないからだ。それだから、中世哲学においては、絶対的真理について、いろいろな思想家（神学と哲学を区別することはこのような問題領域に入れば意味をなさない）がいろいろな解釈をしえたのであり、ここにわれわれが中世哲学研究から、内容としてではなく、思索の態度として、学びうる点がある、というのが氏の主張である。言い換えれば、三位一体のように、中世哲学には初めから理解不可能なものとして前提されているバイアスがある。これをどう説明するかが思想家の努力であった。同様に、現代には現代のバイアスがあり、各人には各人のバイアスがある。それをどれだけ説得的なものとし、共通の理解にもたらずかが哲学者の努力である。このような氏の主張には大いに説得力があるだろう。ただ、私は意見を述べる立場から言えば、各人は自分自身のバイアスに責任をとり、身を賭してそれを生き抜かなければならない、という点を忘れてはならない。それで始めて哲学になる。公共性・普遍性というものは時代とともに動いてゆくものではあるが、それにもかかわらず各人が今ここで己のバイアスを普遍化する努力を怠らない、ということが哲学であるだろう。

意見

長町 裕司

中世において拘束的なものとはどのように捉えられているのであろうか？ 哲学がそれをもって思考するところのものと理解されている場合、命題的なものとして哲学的思考の進展を拘束するものと考えられているのであろうか？ 少なくとも13世紀以降のアリストテレス受容に基づく哲学する態度においては、信仰の内容が命題的拘束性として前提をなしているのであろうか？ むしろ理性の在り方は、権威の中にある真理源泉ないしは一つの伝承された真理要求を〈承認〉更には〈認識〉すると

いう遂行において見出され、その自立的な活動性（哲学の概念的解明機能）が肯定されているのではないか？ この点から、川添先生が提議された「特権的真理」という概念の性格づけが私には把握し難い。トマス・アクィナスなどにおいても、確かに第一真理としての神は信仰を通して開示されるものではあるが、*actus autem credentis non terminatur ad enuntiabile, sed ad rem* (*Summa theologiae*, II-II, q.1, a.2, ad2)と明言されているように、信仰行為は命題（権威や教義）に終極するのではなく（そこで哲学的理性が信仰の指示する領域へと蒙昧・邪魔ものを除去・解体する解明的・補助的機能を発揮する）事柄自体へと向かうものである限り、「特権的真理」の「特権的」という概念規定がどのような意味を持っているのかわかりづらい点なのである。

神崎先生が提議されたハンス・ヨナス（1903-1993）の問題に関連して、意志概念に即して近代に試みられたような（社会）契約論的或いは権利論的基礎からは（人類は（将来も）存在すべし）という命法を根拠づけるのは不可能なのであって、意志の宗教的-形而上学的基礎づけがこの命法にとっての先行理解となっていることをヨナスは強調していると思われる。この場合にも、近代の啓蒙主義的な理性観を超える理性の機能が呈示されているのであり、中世の形而上学的伝統の現代的意義が問い直されてよいと思われる。

意見

加藤 和哉

私の発言の趣旨は、素朴な問題提起にとどまる。川添、八巻両氏が、中世の思索の、ないしは、中世のテキストとともに思索することの現在の意義として論じられた点には、基本的に賛同した上で、そこで提示された「現在の意義」は、単に「哲学的」なものにとどまるのか、ということであった。というのも、お二人の提題自体には、そのような限定を超え出る視点が含まれていると思われたからである。

川添氏は、中世のテキストから（現代の観点であれ、当時の観点であれ）「哲学的」要素だけを抜き出すのではなく、「神学的」要素も含めた中世の思索全体が、現代の哲学に対して持ちうる意義を提出された。だが、それによって、近代の哲学・神学の